⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）平成15年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）

・下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重又はB活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が50m以上であること。

ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作・架設それぞれにおいて上記㋐から㋒を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６(1)１）の認定（６(1)１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６(1)１）の認定を受けていない構成員が６(1)１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６(1)１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６(1)１）の認定又は６(1)１）の一般競争参加資格がないとの認定（６(1)１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成30―32年度高知中央ＩＣ第１高架橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」、「平成30―32年度高知中央ＩＣ第２高架橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」及び「平成30―32年度高知中央ＩＣ第３高架橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑶　「平成30―32年度高知中央ＩＣ第１高架橋上部工事」、「平成30―32年度高知中央ＩＣ第２高架橋上部工事」及び「平成30―32年度高知中央ＩＣ第３高架橋上部工事」は、一括審査対象工事であるため、いずれかのみの申請は認めない。

調　達　予　定

コンピューター製品及びサービスの調達予定の公示

平成30年度当初において判明している80万ＳＤＲ超のコンピューター製品及びサービスの調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ超となるものがあり得ます。

平成30年４月26日　契約責任者　東日本高速道路株式会社　代表取締役社長　廣瀬　　博

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

①26　②オートデスクソフトウェア　サブスクリプションライセンス　一式　③購入等　④10月　⑤東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課　東京都千代田区霞が関３－３－２　電話03―3506―0212

①14　②パーソナルコンピュータ　12,500台　③借入　④11月　⑤上記⑤に同じ

①14　②ドメインコントローラシステム及びＩＣカード発行システム機器　一式　③借入　④５月　⑤上記⑤に同じ

①14　②経理関連システム機器　一式　③借入　④７月　⑤上記⑤に同じ

①26　②Windows10ＬＴＳＢライセンス　12,300ライセンス　③購入等　④２月　⑤上記⑤に同じ

①26　②経理関連システムソフトウェア　一式　③購入等　④６月　⑤上記⑤に同じ

Summary

East Nippon Expressway Company Limited

①26　②AutoCAD Map 3D Subscription 1 set　③Purchase　④October／2018　⑤Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company Limited, 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Phone 03―3506―0212

①14　②Personal computer Quantity 12,500　③Lease　④November／2018　⑤as same⑤mentioned above

①14　②Hardware and software for Active Directory 1 set　③Lease　④May／2018　⑤as same⑤ mentioned above

①14　②Equipments related for the accounting 1 set　③Lease　④July／2018　⑤as same⑤ mentioned above

①26　②Windows10 LTSB license Quantity 12,300　③Purchase　④February／2019　⑤as same⑤ mentioned above

①26　②Accounting system software 1 set　③Purchase　④June／2018　⑤as same⑤ mentioned above